



■C3-1. IFRSと日本基準比較表

	日本基準	IFRS	差異
I. 全般			
1. 適用範囲			
0001 基準の適用範囲	(ストックオプション等に関する会計基準 3) <u>持分決済型の株式報酬取引のみ</u> ・従業員等に対しSOPを付与する取引 ・財・サービスの取得において、対価として自社株式オプションを付与する取引 ・財・サービスの取得において、対価として自社株式を交付する取引	(IFRS2.2) <u>以下を含むすべての株式報酬取引</u> (受領した財・サービスの一部or全部を明確に識別できない取引も含む) ・持分決済型の株式報酬取引 ・現金決済型の株式報酬取引 ・選択型の株式報酬取引 (企業or取引の相手方が選択できる取決めあり)	○
2. 基本原則			
0002 認識・測定に関する原則的取扱い	(ストックオプション等に関する会計基準 6) <u>付与日現在の公正価値</u> で測定し、F/S上で認識	(IFRS2.7) 財・サービスの受領時に、 <u>公正価値(下記で算定)</u> を認識 (= 株式報酬1単位あたり公正価値 × 権利確定見込数)	
II. 持分決済型の株式報酬取引			
1. 認識			
0003 認識原則 (持分決済型の株式報酬取引)	(ストックオプション等に関する会計基準 4、15) A) ストックオプションを付与した場合 財・サービスの受領に対応する増加を、 <u>新株予約権</u> として認識 ⇒ 「株式報酬費用 (or 資産) × × / 新株予約権 (純資産) × ×」 B) 自社の株式を交付した場合 財・サービスの受領に対応する増加を、 <u>払込資本</u> として認識 ⇒ 「財・サービス (or 費用) × × / 払込資本 (純資産) × ×」	(IFRS2.7-8) 財・サービスの受領に対応する増加分を、 <u>資本</u> として認識 ⇒ 「財・サービス (or 費用) × × / 資本 × ×」 ※取得した財・サービスが、資産としての認識の要件を満たしていない場合、費用として認識する	
0004 費用 or 資産の認識のタイミング	(ストックオプション等に関する会計基準 5) SOPの公正な評価額のうち、 <u>当期に発生したと認められる額</u> (対象勤務期間を基礎とする方法等により合理的に見積る)	(IFRS2.14-15) A) 付与した資本性金融商品 (SOP等) が直ちに確定する場合 <u>SOP等の付与日</u> に、受領したサービスの <u>全額</u> を認識 B) 付与した資本性金融商品 (SOP等) が、相手方が一定期間の勤務を完了するまで確定しない場合 <u>予想される権利確定期間</u> にわたって、受領したサービスを認識 (予想権利確定期間は、業績条件の最も可能性の高い予想に基づく)	
2. 測定			
(1) 測定原則			
0005 測定原則 (持分決済型の株式報酬取引)	(ストックオプション等に関する会計基準 5、14-15) 原則: <u>SOPの公正な評価額</u> で測定 (= SOPの公正な評価単価 × 権利確定見込SOP数) 例外: 取得した財・サービスの公正価値の信頼性のほうが高い場合 <u>取得した財・サービスの公正な評価額</u>	(IFRS2.10) 原則: <u>受領した財・サービスの公正価値</u> で測定 例外: 上記金額が信頼性をもって見積もれない場合 <u>付与した資本性金融商品 (SOP等) の公正価値を参照</u> し間接的に測定 (= 付与したSOP等の公正価値 × 権利確定SOP等の数)	
0006 従業員等に対して付与した場合の取扱い	(ストックオプション等に関する会計基準 6(1)) <u>付与日時点</u> のSOPの公正な評価額で測定	(IFRS2.11-12) <u>付与日現在の</u> 資本性金融商品 (SOP等) の公正価値で測定 ※通常、従業員からのサービスの公正価値の測定は困難であるため	
0007 従業員以外の取引先等に対して付与した場合の取扱い	(ストックオプション等に関する会計基準 14) <u>株式交付の契約日</u> に、下記のうちいずれか高い信頼性をもって測定可能な評価額で測定 ・対価として用いられた自社株式オプションの公正価値 ・取得した財・サービスの公正な評価額 ※自社株式オプション付与日の <u>市場価格が観察可能な場合、当該価値</u>	(IFRS2.13) <u>財・サービス受領日</u> に、下記の公正価値で測定 原則: 財・サービス受領日現在の、受領した財・サービスの公正価値 例外: 信頼性をもって見積もれないという反証がある場合 財・サービス受領日現在の、付与した資本性金融商品 (SOP等) の公正価値を参照して間接的に測定	○
(2) ストック・オプション等の公正価値の測定方法			
① 公正な評価単価の測定			
0008 資本性金融商品 (SOP等) の公正な評価単価の測定に関する原則	(ストックオプション等に関する会計基準 6、同適用指針 2、37) <u>株式オプション価格算定モデル等の算定技法による見積り</u> により測定 ・離散時間型モデル (ex) 二項モデル ・連続時間型モデル (ex) ブラック・ショールズ式 ※SOPは、通常、市場価格を観察することができないため	(IFRS2.16-17) A) 市場価格が利用できる場合 <u>市場価格</u> に基づき測定 (但し、権利確定条件を考慮に入れる必要あり) B) 市場価格を利用できない場合 <u>評価技法を用いた見積り</u> により測定 (知識ある自発的な当事者間が価格決定で考慮する要因・仮定は織込)	
A) 公正な評価単価の見積りに影響を与える各種条件の取扱い			
0009 権利確定条件の公正価値への反映方法	(ストックオプション等に関する会計基準 7) SOPの失効見込...SOP数に反映 (評価単価には反映させない) ※権利確定日の合理的な予測が困難な場合 付与日に一時に費用計上 (対象勤務期間はないものとみなす)	(IFRS2.19、21) A) 権利確定条件が株式市場条件である場合 測定時の公正価値 (評価単価) の見積りに <u>条件を反映</u> (条件を充足しているか否かは関係ない) B) 権利確定条件が株式市場条件以外である場合 測定時の公正価値 (評価単価) への見積りに <u>反映不可</u> ⇒ 権利確定が見込まれる <u>資本性金融商品 (SOP等) の数</u> で随時調整 ※株式市場条件: 権利確定の条件が目標株価の達成である等 ※その他の条件: 従業員の一定期間の勤務継続、所定の利益増加等	